

(写)

31 西みみ第 314 号
令和元年 9 月 11 日

西東京市監査委員 櫻 井 勉 殿

西東京市監査委員 橋 本 勇 殿

西東京市監査委員 小 幡 勝 己 殿

西東京市長 丸 山 浩 一

平成 30 年度指定管理者監査の結果に基づく是正・改善措置について（通知）

平成 31 年 3 月 7 日付 30 西監第 170 号により是正・改善措置を求められた事項について、別紙のとおり是正・改善措置を講じたので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 12 項の規定に基づき通知します。

また、指定管理者である西東京の公園・西武パートナーズにおける是正・改善措置についても、別紙のとおり併せて通知します。

指摘事項における是正・改善措置について

記

指摘事項 1	<p>指定管理者制度における収支計画書及び収支計画実績の経理のあり方について、西東京いこいの森公園及び周辺の市立公園の管理運営に関する基本協定書（以下「基本協定書」という。）及び西東京市立公園（西東京いこいの森公園及び周辺の市立公園）指定管理者業務仕様書（以下「仕様書」という。）では、収支計画書及び事業報告書の一部として管理業務等経費の収支状況（収支計画実績、決算書（企業会計））の提出を定めている。これは、収支計画書及び収支計画実績については市の会計制度により、決算書については企業会計により作成し、提出することを意味するものである。</p> <p>しかし、提出された収支計画書は、市の会計制度に則していたのかどうか判然とせず、収支計画実績は提出されていなかった。</p> <p>市は、指定管理者が基本協定書及び仕様書並びに市の会計制度に則した収支計画書及び収支計画実績を作成し、提出するよう、経理のあり方について適切な指導・監督を行うべきである。</p>
是正・改善措置	<p>指定管理者が収支計画書及び収支計画実績を市の会計制度により作成することについては見解の相違と思われるが、企業会計で処理している決算書と関連付けられる資料を作成するよう指示した。</p> <p>重要書類の提出や受取の際には、複数人で確認を行う。</p>

指摘事項 2	<p>収支計画書について、基本協定書及び仕様書では、収支計画書を提出することを定めているが、提出された収支計画書は、修繕費を始めとした各科目にどのような経費が計上されていたのか不明確であった。また、直営から委託へ変更された自主事業について、収支の大幅な減額があったにもかかわらず、計画に反映されていないなど、指定管理業務開始時に提出された基本事業計画書に添付された収支計画書を見直すことなく作成し、提出されていた。</p> <p>収支計画書は、1年間の業務を見積もる重要なものであることから、指定管理者と十分な協議を行い、適正かつ正確に作成されるよう適切な指導・監督を行うべきである。</p>
是正・改善措置	<p>指定管理者が収支計画書及び収支計画実績を市の会計制度により作成することについては見解の相違と思われるが、企業会計で処理している決算書と関連付けられる資料を作成するよう指示した。</p> <p>次年度の事業計画書提出時には、綿密なヒアリングを行い、収支計画書の適正かつ正確な作成を指示する。また、年度途中で事業の変更があった場合には、適宜、基本協定第 20 条第 3 項に基づく変更協議により収支計画書の変更を適宜行うよう指示する。</p>

指摘事項 3	<p>収支状況について、基本協定書では、事業報告書の一部として管理業務等経費の収支状況（収支計画実績、決算書（企業会計））の提出を定めているが、収支計画実績及び決算書のうち貸借対照表が提出されていなかった。また、事業報告書に添付された科目別残高一覧表と伝票等の経理関係書類を確認したところ、会計年度の誤り、事業とは関係のない飲食代の計上、人件費の計上誤りなどが見受けられた。</p> <p>管理業務等経費の収支状況は、業務の履行を確認する重要な書類であるため、市は提出された内容を精査するとともに、疑義のある事項については必要に応じて説明や関係書類の提出を求めるべきである。また、収支状況が適正かつ正確に作成し、提出されるよう適切な指導・監督を行うべきである。</p>
是正・改善措置	<p>基本協定書に基づく提出書類について、明確に貸借対照表の提出を規定はしていないが、決算書の中に貸借対照表が含まれるものと認識を改め、提出を求める。</p> <p>経理関係書類については、必要に応じて説明や関係書類の提出を求める。</p> <p>なお、監査で指摘を受けた会計年度の誤り等は、適切に処理するよう指示した。</p>

<p>指摘事項 4</p>	<p>修繕費について、基本協定書では、指定管理者が各年度に実施した修繕の費用が各年度事業計画書に計上された修繕費に満たない場合は、各年度末日をもって精算することを定めている。事業報告書として提出された修繕費一覧を基本協定書、仕様書、西東京市立公園（西東京いこいの森公園及び周辺の市立公園）指定管理者募集要項（以下「協定書等」という。）及び市の会計制度に則して確認したところ、修繕費のほか、消耗品費、備品購入費、役務費、工事請負費及び委託料に該当するものが含まれていたほか、消費税の計算誤りや記載誤りによる金額誤謬があり、修繕費に該当するものと、事業計画書に計上された修繕費との間には差が認められた。</p> <p>このような科目の相違や修繕費の差が生じた理由は、収支計画書の作成時において修繕費を始めとする各科目への経費計上が不明確であったこと、市の会計制度ではなく企業会計により経理するという解釈の誤り、修繕費の指定金額が適切に見積もられなかったことに起因しており、協定書等にのっとり収支計画作成時に正しく各科目に計上していれば、このような事態は生じなかったものである。</p> <p>修繕費一覧をみると収支計画書上どの科目に計上していたのか判然とせず、個々の契約内容からみても修繕費に該当するかどうかの判断ができないものが見受けられたこと、支出内容そのものはすべて指定管理業務に必要な経費であること、修繕費一覧の記載内容は、事業報告書において指定管理者と市において協議し、市の承認を受けて記載したものであることなどから、精算を求めるまでの不当性は認められなかった。</p> <p>市は、今後、このような不適正な会計処理が行われることがないよう、協定書等を踏まえ、市の会計制度にのっとり適切な指導・監督を行うべきである。</p>
<p>是正・改善措置</p>	<p>指定管理者が収支計画書及び収支計画実績を市の会計制度により作成することについては見解の相違と思われるが、企業会計で処理している決算書と関連付けられる資料を作成するよう指示した。</p> <p>経理関係書類については、必要に応じて説明や関係書類の提出を求める。</p> <p>なお、監査で指摘を受けた修繕費における計算誤り等は、適切に処理するよう指示した。</p>

<p>指摘事項 5</p>	<p>事業報告書について、基本協定書では、指定管理者は本業務に関し毎年度及び毎月終了後に、管理業務の実施状況などを記載した事業報告書を提出し、市の確認を得ることを定めているが、事業報告書に添付すべき収支計画実績等は提出されておらず、また、事業報告書に添付された科目別残高一覧表の金額と伝票等の経理関係書類に記載された金額が一致していないもの、事業報告書の記載内容や数値に誤りがあるものが見受けられた。</p> <p>事業報告書は、指定管理者の業務の履行を確認する重要な書類であるため、市は提出された内容を精査するとともに、疑義のある事項については必要に応じて説明や関係書類の提出を求めるべきである。また、事業報告書が適正かつ正確に作成し、提出されるよう適切な指導・監督を行うべきである。</p>
<p>是正・改善措置</p>	<p>重要書類の提出や受取の際には、複数人で確認を行う。 経理関係書類については、必要に応じて説明や関係書類の提出を求める。</p>

<p>指摘事項 6</p>	<p>文書の收受・供覧について、西東京市文書管理規程では、配布文書に收受印を押すこと、文書等の起案又は供覧は、原則として文書管理システムにより行うことを定めている。しかし、指定管理者から提出された事業報告書については、收受印が押されておらず、指定管理事業は収入額が約6,500万円、支出額が約6,800万円であり、軽易とはいえない文書であるにもかかわらず、供覧は、文書管理システムによることなく文書の余白に押印欄を設け、行われていた。規程にのっとり適正な事務を行うべきである。</p>
<p>是正・改善措置</p>	<p>課内で文書事務に関する研修を実施し、文書管理規程の遵守を徹底した。</p>

指摘事項における是正・改善措置について

記

指摘事項 1	<p>指定管理者制度における収支計画書及び収支計画実績の経理のあり方について、西東京いこいの森公園及び周辺の市立公園の管理運営に関する基本協定書（以下「基本協定書」という。）及び西東京市立公園（西東京いこいの森公園及び周辺の市立公園）指定管理者業務仕様書（以下「仕様書」という。）では、収支計画書及び事業報告書の一部として管理業務等経費の収支状況（収支計画実績、決算書（企業会計））の提出を定めている。これは、収支計画書及び収支計画実績については市の会計制度により、決算書については企業会計により作成し、提出することを意味するものである。</p> <p>しかし、提出された収支計画書は、市の会計制度に則していたのかどうか判然とせず、収支計画実績は提出されていなかった。</p> <p>収支計画書及び収支計画実績について、基本協定書及び仕様書並びに市の会計制度にのっとり適正に行われたい。</p>
是正・改善措置	<p>指定管理者が収支計画書及び収支計画実績を市の会計制度により作成することについては見解の相違と思われるが、企業会計で処理している決算書と関連付けられる資料を作成する。</p> <p>重要書類の提出や受取の際には、複数人で確認を行う。</p>

<p>指摘事項 2</p>	<p>収支計画書について、基本協定書及び仕様書では、収支計画書を提出することを定めているが、提出された収支計画書は、修繕費を始めとした各科目にどのような経費が計上されていたのか不明確であった。また、直営から委託へ変更された自主事業について、収支の大幅な減額があったにもかかわらず、計画に反映されていないなど、指定管理業務開始時に提出された基本事業計画書に添付された収支計画書を見直すことなく作成し、提出されていた。</p> <p>収支計画書は、1年間の業務を見積もる重要なものであることから、市と十分な協議を行い、適正かつ正確に作成されたい。</p>
<p>是正・改善措置</p>	<p>指定管理者が収支計画書及び収支計画実績を市の会計制度により作成することについては見解の相違と思われるが、企業会計で処理している決算書と関連付けられる資料を作成する。</p> <p>次年度の事業計画書提出時には、綿密なヒアリングを行い、収支計画書を適正かつ正確に作成する。また、年度途中で事業の変更があった場合には、適宜、基本協定第 20 条第 3 項に基づく変更協議により収支計画書の変更を適宜行う。</p>

<p>指摘事項 3</p>	<p>収支状況について、基本協定書では、事業報告書の一部として管理業務等経費の収支状況（収支計画実績、決算書（企業会計））の提出を定めているが、収支計画実績及び決算書のうち貸借対照表が提出されていなかった。また、事業報告書に添付された科目別残高一覧表と伝票等の経理関係書類を確認したところ、会計年度の誤り、事業とは関係のない飲食代の計上、人件費の計上誤りなどが見受けられた。</p> <p>管理業務等経費の収支状況は、業務の履行を確認する重要な書類であるため、内容を精査し、適正かつ正確に報告されたい。また、市において検証を可能とするため、収支計画実績及び決算書に併せて、その他附属書類を提出されたい。</p>
<p>是正・改善措置</p>	<p>基本協定書に基づく提出書類について、明確に貸借対照表の提出を規定はしていないが、決算書の中に貸借対照表が含まれるものと認識を改め、提出する。経理関係書類については、必要に応じて説明を行い、提出する。</p> <p>なお、監査で指摘を受けた会計年度の誤り等は、適切に処理した。</p>

<p>指摘事項 4</p>	<p>修繕費について、基本協定書では、指定管理者が各年度に実施した修繕の費用が各年度事業計画書に計上された修繕費に満たない場合は、各年度末日をもって精算することを定めている。事業報告書として提出された修繕費一覧を基本協定書、仕様書、西東京市立公園（西東京いこいの森公園及び周辺の市立公園）指定管理者募集要項（以下「協定書等」という。）及び市の会計制度に則して確認したところ、修繕費のほか、消耗品費、備品購入費、役員費、工事請負費及び委託料に該当するものが含まれていたほか、消費税の計算誤りや記載誤りによる金額誤謬があり、修繕費に該当するものと、事業計画書に計上された修繕費との間には差が認められた。</p> <p>このような科目の相違や修繕費の差が生じた理由は、収支計画書の作成時において修繕費を始めとする各科目への経費計上が不明確であったこと、市の会計制度ではなく企業会計により経理するという解釈の誤り、修繕費の指定金額が適切に見積もられなかったことに起因しており、協定書等にのっとり収支計画作成時に正しく各科目に計上していれば、このような事態は生じなかったものである。</p> <p>修繕費一覧をみると収支計画書上どの科目に計上していたのか判然とせず、個々の契約内容からみても修繕費に該当するかどうかの判断ができないものが見受けられたこと、支出内容そのものはすべて指定管理業務に必要な経費であること、修繕費一覧の記載内容は、事業報告書において指定管理者と市において協議し、市の承認を受けて記載したものであることなどから、精算を求めるまでの不当性は認められなかった。</p> <p>今後は、このような不適正な会計処理が行われることがないように、協定書等を踏まえ、市の会計制度にのっとり適正な事務を行われたい。</p>
<p>是正・改善措置</p>	<p>指定管理者が収支計画書及び収支計画実績を市の会計制度により作成することについては見解の相違と思われるが、企業会計で処理している決算書と関連付けられる資料を作成する。</p> <p>経理関係書類については、必要に応じて説明を行い、提出する。</p> <p>なお、監査で指摘を受けた修繕費における計算誤り等は、適切に処理した。</p>

<p>指摘事項 5</p>	<p>事業報告書について、基本協定書では、指定管理者は本業務に関し毎年度及び毎月終了後に、管理業務の実施状況などを記載した事業報告書を提出し、市の確認を得ることを定めているが、事業報告書に添付すべき収支計画実績等は提出されておらず、また、事業報告書に添付された科目別残高一覧表の金額と伝票等の経理関係書類に記載された金額が一致していないもの、事業報告書の記載内容や数値に誤りがあるものが見受けられた。</p> <p>事業報告書は、指定管理者の業務の履行を確認する重要な書類であるため、内容を精査し、適正かつ正確に報告されたい。</p>
<p>是正・改善措置</p>	<p>重要書類の提出や受取の際には、複数人で確認を行う。</p> <p>経理関係書類については、必要に応じて説明を行い、提出する。</p>